

議案第35号

長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和3年6月1日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人番号カードの発行が地方公共団体情報システム機構により行われるものとして明確化されることから、所要の改正を行うもの。

長与町手数料徴収条例の一部を改正する条例

長与町手数料徴収条例（平成12年条例第18号）の一部を次のように改正する。
別表47の項を削り、同表中48の項を47の項とし、49の項を48の項とする。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。